

令和元年度第2回大田区医療的ケア児・者支援関係機関会議 議事要旨

日 時 : 令和2年2月4日(火) 13時30分から14時40分まで

場 所 : 洗足区民センター

出席者 : 内山委員、菅田委員、匝瑳委員、田角委員、間宮委員、三本委員、山崎委員、与田委員、綿委員(五十音順)

区出席者 : 福祉部長、障害福祉サービス推進担当課長、上池台障害者福祉会館館長、障がい者総合サポートセンター次長、健康医療政策課長、健康政策部副参事(地域医療担当)、調布地域健康課長、保育サービス課長、糀谷・羽田地域福祉課障害者支援担当係長(課長代理)

1 開会

- (1) 会長、副会長あいさつ
- (2) 事務連絡(配布資料確認等)

2 議題

(与田会長) 議題1の大田区立障がい者総合サポートセンター短期入所事業の状況について報告いただく。

(障がい者総合サポートセンター次長) 事業目的は、自宅で介護されている重症心身障害児・者について、介護者の通院やレスパイト、緊急時等の際、本事業を活用することで、家庭での介護負担の軽減を図り、地域での生活継続を支援することである。

対象は、6歳以上の重症心身障害児・者、又はそれに準ずる方としている。

準ずる方というのは、常時車椅子を利用し、自力歩行が困難な方である。

利用方法については、障がい者総合サポートセンターの診療所の診察を受けた後、その結果を総合的に判断して利用の可否を決定する。登録などの手続き、契約をして、まずは日中のみのお試し利用を実施する。そこまですれ支えなければ本利用となる。短期入所事業は、日帰りと宿泊があり、現在は最長で3泊4日まで対応している。

4月からの運営実績は、12月末日時点で、診察は73件、利用登録は69名である。短期入所を利用している方では、1泊2日、2泊3日の利用が多い。

短期入所事業を開始してから何点か変更があった。

申請書について、当初は紙ベースのみであったが、5月からホームページに掲載した。また、受付時期が明確ではなかったため、6月以降、受付は2カ月前から、とした。

土、日曜日の利用については、10月から土、日曜日のまたぎ利用及び土、日曜日の退所を可能にした。例えば、親族の葬儀や介護者の入院など、緊急に必要な場合には、利用日の前日の午前中までに電話をいただければ対応できる

体制とした。また、その場合は、3泊4日から延長を可能とし、最大7日以内を限度として利用できるようにしている。

10月から行っている東京都病床確保事業で、10床ある内の1床を大田区外の在住者利用も可能としている。世田谷区在住者2名、目黒区在住者2名が既に登録しており、直近では渋谷区在住者からの申込みがあった。実際の現場に携わっている田角委員からも一言いただきたい。

(田角委員) 今の施設の良い面、問題点を把握できてきた。

良い点は、地元の人たちに利用してもらっていること。問題点は、利用率があまり高くないこと。建物として使いにくい部分があるなど細かいことをこれから検討していく必要がある。

現状の利用登録者は69名であるが、今後、区内の方々の登録が伸びることは無いと考えている。利用対象となる方々の大半は、既に登録しているような状況で、より活用してもらうことはできると思う。1年後、2年後にはもっと利用率も高まっていると想定している。

(与田会長) 東京都病床確保事業については、目黒区、世田谷区等からの利用者がいるが、これは東京都からの要請を受けた事業であるということか。他区でこのような整備は進んでいるのか。

(障がい者総合サポートセンター次長) 区立施設として、このような短期入所事業を行っており、かつ重症心身障害児・者を対象としているのは、障がい者総合サポートセンターが23区初である。そういった意味で東京都病床確保事業に参加している区立施設は珍しいと思う。他区では、病院関係の病床の幾つかを東京都病床確保事業に充てている。

(綿委員) 利用が週末に固まるということはあるか。

(障がい者総合サポートセンター次長) 月、火曜日は利用が少なく、金、土、日曜日に利用が多くなる傾向が見られた。

(田角委員) 運営側としては、最初から土、日曜日を利用可能として、休みを月、火曜日とすることで、人員を適切に配置することができたと考えている。

今後、似たような施設をつくるのであれば、最初から土、日曜日を利用可能とすべき。

(与田会長) 4月から事業を開始し、変更点が多数ある中で、非常にフレキシブルな運営をされている印象を受ける。

対象は、6歳以上の重症心身障害児・者としているが、年齢分布は均等となっているか。

(田角委員) 早い時点で6歳前も対象としていくことを具体的に考えている。ただ、宿泊を伴う短期入所の利用については、現時点では困難であることから、日中のみの預かりを想定している。大田区の重症心身障害児・者の中で、通園もしていない人となると、数は限られてくるが、ニーズが少しでも応えることが可能であると示したい。

(与田会長) 議題2の大田区立上池台障害者福祉会館における医療的ケア児・者の受入れについて、上池台障害者福祉会館館長に説明いただく。

(上池台障害者福祉会館館長) 上池台障害者福祉会館は、区立区営の障害者通所施設であり、支援員や看護師も全て区の職員で運営している。現在、施設種別としては、生活介護、就労継続支援B型、特定相談支援事業の三事業を行う多機能型施設である。

今年度は医療的ケア者の受入れ準備をしている。開設は令和2年4月を予定しており、利用対象者は18歳以上で重度の知的障害と身体障害が重複しており、大島分類の1～4に該当する医療的ケアを要し、かつ通所が可能な方としている。

医療的ケアの実施項目に関しては、大田区重症心身障害者通所事業における医療的ケア実施ガイドラインに記載されている、経管栄養、痰の吸引、導尿、薬液の吸入としている。

定員は5名を予定している。この受入れに関して対応を予定している職員は、常勤看護師2名、常勤支援福祉職が2名である。非常勤職員として、看護師1名、理学療法士3名、音楽療法士1名も想定している。

送迎に関しては、他の通所施設等と同じで、リフト付きの通所バスにて行う。常勤の看護師が毎回送り迎えのタイミングで、添乗して送迎を行うことを想定している。

開設準備について、現在は、改修工事を行っており、3月の中旬には改修が完了する予定である。入浴サービスの提供にあたり、入浴機器やスヌーズレン等を調達し、契約準備に入っている。

対応予定職員の育成に関しては、東京都立北医療センター城南分園に職員を派遣している。この派遣研修は、1日、2日の研修ではなく、何カ月という単位で、城南分園の職員として行う研修になっている。

今年度の6月から開始し、1名当たり2か月間、1月末までの8か月間の間に、福祉職支援員2名と看護師2名の計4名の職員を派遣させていただいた。

資料の裏面には、医療的ケアのプログラムと年間事業という予定を記載している。基本的には、他の重症心身障害者施設と近い形にすることで不測の事態が生じないようにしている。

週2回、火、木曜日の午前中に入浴を想定している。また、体操、創作活動、健康活動についてもこちらに記載している。

年間行事は、生活介護や作業室や他の事業でも同じように行っている部分もあるが、誕生会、外出行事、しょうがい者の日のつどいや上池台障害者福祉会館の虹まつり、成人を祝う会への参加などを想定している。

「知的障害者生活介護室との連携」と記載しているのは、活動内容そのものを医療的ケアの通所事業という形だけで独立させずに、生活介護室と一緒にいえるところがあれば、一緒に行うことを基本的なプログラム実施の原則としている。

(綿委員) 実際に大田生活実習所で支援しているが、利用者の状態像が変わってきたという事例がある。例えば気管切開になった場合、人工呼吸器を使用する可能性があるため、受け入れるか受け入れないかという問題が生じる。

ただ、人工呼吸器になると、大田生活実習所では対応が非常に困難であり、状態像が変化していくときに、今後はこちらの施設に通所できませんと伝え辛い。このような場合に、大田区全体の中でどのように連携をとるかが非常に大切である。

おそらく上池台障害者福祉会館も大田生活実習所も常時、医師がいるわけではないことから、城南分園とどうやって連携をとるかなども検討しなければならない。上池台障害者福祉会館としては、状態像の変化に対してどのように考えているのか。

(上池台障害者福祉会館館長) その点は課題と認識している。区の方針は、医療的ケアの実施項目、大きく4項目に該当する程度であれば、区立の通所施設としては受け入れられるが、状態が悪化した部分に関しては現段階では定められていない部分がある。先例のある大田生活実習所とも議論を行う必要があると考えている。

(与田会長) 利用対象者が通所可能という項目があるが、リフト付きの通所バスが利用できればいいという認識でよいか。このバスは、複数名が乗るものなのか、それともそれぞれのところに一人ずつ送迎に向かうのか。

(上池台障害者福祉会館館長) 原則は複数名での乗車を想定している。ただ、大田生活実習所や城南特別支援学校、城南分園を見学したところ、車椅子のサイズが想定より大きく、通常の手椅子利用を想定したスペースでは、手椅子は複数台が乗らない部分もある。その場合には対応を検討しなければならないと考えている。

(今岡副会長) 東京都立北療育医療センター城南分園が区職員を受入れていただいたことに大変感謝する。大田生活実習所とも連携をとっていきたいと考えている。

前回、池上福祉園で重症心身障害者の受入れをできるように、施設を整備していくとお話しした。予定では、令和3年度から施設の内部を拡充し、定員も増やし運営を開始することになっている。指定管理者の選定は来年度である。

(与田会長) 議題3の東京都で実施された医療的ケア児等コーディネーター養成研修で、研修講師を務められた間宮委員に報告いただく。

(間宮委員) 東京都から委託を受け当院で行っている、東京都医療的ケア児コーディネーター養成研修について報告する。

前年度から実施目的、実施主体、受講対象者については変わらない。実施日時に関しても、講義が2日間で100名参加している。演習は2回行い、50名ずつ7、8グループに分かれて演習を行った。合計4日間受講された方に対して、修了書が発行され、その修了書があれば、各事業所が加算の算定が可能となる。前年度もアセスメントを重視していたが、さらに重点を置いた内容とした。

慣れている相談支援関係の方は、すぐ適用できるサービスを思いつき、サービスだけを当てはめて、何となく支援ができたというような形になってしまうことがある。この点について国から指導があった。そのため、当院で作った演習では、模擬症例の事例を挙げて受講者に考えさせた。事例では、ほぼ正常発達であることから、障害者手帳が取得できない方とし、ここでは、単純気管切開をして人工呼吸器の装着が必須であるが、人工呼吸器の装着が 24 時間ではないため、身体障害者手帳が取得できないという、サービスが非常に難しい症例とした。

利用可能なサービスがないから終了ということではなく、その方々、お子さん、ご家族にとって何が困った点なのか、どのようなサービスがあったらいいのか、ソーシャルアクションのところまで考えてというのを主眼にし、研修を行った。これが今年度、受講者に強く考えていただいた点となる。

この4日間を修了したからといって、受講者全員が直ちにできるようになるかという、なかなかそういうわけにはいかないの、当院主催で自由参加のフォローアップ研修を1年間に4回行っている。参加者が事例を持ち寄り、困った症例や困っている内容、行政との交渉の進め方、悩み事も含めて、4回に分けてフォローアップ研修という名称で行っている。

ただ、今年度にフォローアップ研修を実施するに当たり、コーディネーター養成研修修了者に連絡をとり始めたら、前年度研修を受講された方の3分の1弱と連絡が取れない状況であった。研修修了後に、一人で事業所を開設された方もいたが、退職して、この仕事を辞めてしまった方もいた。

もう一点、今までこの医療的ケア児のコーディネーター研修を受けた方が、どの事業所に所属しているのかという問合せを多数受けていた。現在は福祉保健局のホームページに一覧が掲載されている。必要な際は、こちらのホームページを参考にしていきたい。

(田角委員) 現在はホームページに事業所が載っているとのことだが、これは医療的ケアに関して困った際に相談すれば、何とかしてくれるスタッフがそこにいるという認識でよろしいか。

(間宮委員) そのとおりである。掲載されているところに、まずは電話をしていただくという流れである。

(綿委員) 受講申込みの倍率はどの程度か。

(間宮委員) 100名という定員があるため、最初の年度は3、4倍程度だったと把握している。ただ、1回終わっているの、今回は2倍にはならなかった。

(田角委員) 研修を受講してコーディネーターを担う方の職種はどうなっているのか。看護師が受講した場合、小規模な施設であれば、窓口で看護師が対応する可能性はあるが、大規模な施設であれば看護師は窓口の対応ができないと思う。

仮に病院に一人いたとして、その人に電話を繋ぐ形にできるのか。どこにしているかが、非常に重要になると思う。

(間宮委員) 相談支援事業所の方の申し込みが多くなっている。前年度は、行政の保健所や障害福祉課の方からも受講希望があり、3分の1ぐらいを占めていた。職種は、今年度は8割以上が社会福祉士であり、いわゆるソーシャルワーカーの肩書で相談支援を行っている方が多数いた。

他にも、訪問看護ステーションで相談支援も行っている事業所は看護師の方の受講が多かったと思われる。

(与田会長) コーディネーターということで、多職種であっていいということか。

(間宮委員) そのとおりである。

(与田会長) この中で参加された方はいるか。

(三本委員) 第1回に参加した。東京都の福祉保健局において登録されているが、そこからの問い合わせはない。

弊社は、訪問看護ステーションを主体に行っている事業所であり、看護師は10名ほどが相談支援員として動いている。医療的ケアのことは、どの看護師でも対応可能という体制にはしているが、実際、1回目に参加した印象では、医療的ケアのことを知らない職種の方が多数おり、その方々に4日間の研修で医療的ケアの相談ができるかは少し困難と感じる。

(与田会長) そのためにフォローアップ研修をセットで企画することで、努力されているというのはとても理解できる。

(田角委員) 養成研修を実施する前から、同じような研修を企画してコーディネートしている方たちは多数いる。それが養成研修に移るだけであり、それで必要な能力を獲得できればいいと思うが、三本委員の話を聞くと、少し不安に思える。

(間宮委員) 田角委員の指摘のとおりではあるが、受講者のいる事業所は、断ってはいけないということになっている。今まで医療的ケア児は難しいとして断られてしまい、相談し辛い保護者がいると思う。ホームページに事業所を公開することは、受講した以上、相談があれば必ず受けてもらいたいという約束になっているという意味もある。

(与田会長) 区で進めている施設計画の進捗状況について、曾根委員から報告いただく。

(障害福祉サービス推進担当課長) 第1回の会議で説明した鶉の木三丁目に整備する都有地活用による障害者グループホーム及び(仮称)児童発達支援センター田園調布。この二つについては、現在、事業者の公募選定中で、年度内には決定の予定となっている。

(今岡副会長) 診療も含めたグループホームとなる。東京都の事業であるため、近日中に東京都から発信されることとなっている。

(仮称)児童発達支援センター田園調布については、応募いただいた事業者と協議を行っている。また、当該施設は高齢者在宅サービスセンターで使用していた建物を転用する予定であるが、今年の台風被害によって被災者相談窓口を設置するなど臨時的な対応があった。次回の会議では周知できるかと思う。

3 閉会

(与田会長) 以上をもって、閉会とする。

以上